

温存後生殖補助医療にかかる 治療費等の助成が受けられます

岐阜県では小児・思春期・若年のがん患者さん等が、生殖機能温存治療により凍結した検体を用いて県が指定した病院で生殖補助医療を実施した際に要した費用の一部を助成します。



温存後生殖補助医療とは

がん治療等に際して、生殖機能温存治療により凍結した精子や卵子等を用いて行う、妊娠のための治療をいいます。

※生殖機能温存治療に係る助成を受ける方は「生殖機能温存治療に係る助成のご案内」をご確認ください。

助成の対象となる方

以下の要件をすべてを満たしている夫婦（事実婚を含みます）が対象となります。

- (1)申請時点で岐阜県内に住所を有している方
- (2)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である方
- (3)夫婦のいずれかが、生殖機能温存治療の対象要件を満たし、治療を受けた後に、指定医療機関において対象となる温存後生殖補助医療を受けた方
- (4)助成の対象となる治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと原疾患担当医師及び指定医療機関の生殖医療を専門とする医師に診断され、かつ、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5)温存後生殖補助医療に係る治療を同じくして他の法令等の規定により助成金の交付を受けていない方
- (6)小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究に参加できる方

対象となる治療

助成の対象となる治療	助成上限額/1回	助成対象者1人当たりの助成回数
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円	初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで※5
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円※1	
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4	
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4	

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

※5 助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

提出いただく書類

以下の書類を費用を支払った日の属する年度内に簡易書留などの記録が残る郵送方法で提出してください。

- ・温存後生殖補助医療費用助成金交付申請書（別記第6号様式）
- ・温存後生殖補助医療実施証明書（別記第7号様式）
- ・夫婦であることを証明できる書類（両人の戸籍謄本等）
- ・住民票（マイナンバーの記載がなく、交付日から3か月以内のもの。）
- ・領収書・診療明細書（写し可。温存後生殖補助医療に要した費用が確認できる、指定医療機関が発行したもの）
- ・振込口座通帳等の写し
- ・原疾患治療実施証明書（別記第3-1号様式及び別記第3-2号様式）
※過去に岐阜県がん患者生殖機能温存治療費等助成金交付申請をされた方は提出不要
- ・温存後生殖補助医療費領収金額内訳証明書（別紙2-1）
※治療の一部を指定医療機関以外の医療機関で実施した場合に提出

法律婚の場合：両人の戸籍謄本
事実婚の場合：a～cの書類
a 両人の戸籍謄本
b 両人の住民票（同一世帯でない場合は、cにその理由を記入）
c 両人の事実婚関係に関する申立書（別紙2-2）

※各様式は「提出先・お問い合わせ先」にある県WEBページからダウンロードできます。

県内の温存後生殖補助医療指定医療機関（令和7年12月時点）

医療機関名	所在地	電話番号
岐阜大学医学部附属病院	〒501-1194 岐阜市柳戸1番1	058-230-6000
操レディスホスピタル	〒502-0846 岐阜市津島町6丁目19番地	058-233-8811
松波総合病院	〒501-6062 羽島郡笠松町田代185-1	058-388-0111
クリニックママ	〒503-0807 大垣市今宿3丁目34-1	0584-73-5111

提出先・お問い合わせ先

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部健康推進課 がん・受動喫煙対策係

電話番号：058-272-1111（代表）

メールアドレス：c11240@pref.gifu.lg.jp

岐阜県 生殖機能温存 検索

